初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和6年12月26日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第6-1922号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 初任給調整手当に関する規則(規則第6-140号)の一部を次のように改正する。 別表及び附則別表を次のように改める。

別表 (第6条関係)

職員の区分	1	項 職	員		
期間の区分	1 種	2 種	3 種	2 項 職 員	3 項職員
	円	円	円	円	円
1 年 未 満	416, 600	370, 400	310,000	51,600	35, 000
1年以上2年未満	416, 600	370, 400	310,000	51, 600	35, 000
2年以上3年未満	416, 600	370, 400	310,000	51,600	35, 000
3年以上4年未満	416, 600	370, 400	310,000	51, 600	35, 000
4年以上5年未満	416, 600	370, 400	310, 000	51, 600	35, 000
5年以上6年未満	416, 600	370, 400	310, 000	51, 600	31, 000
6年以上7年未満	416, 600	370, 400	310, 000	49, 800	27, 000
7年以上8年未満	416, 600	370, 400	310, 000	48, 000	23, 000
8年以上9年未満	416, 600	370, 400	310, 000	46, 200	19, 000
9年以上10年未満	416, 600	370, 400	310, 000	44, 400	15, 000
10年以上11年未満	416, 600	370, 400	310, 000	42, 600	12, 500
11年以上12年未満	416, 600	370, 400	310, 000	40, 800	10, 000
12年以上13年未満	416, 600	370, 400	310, 000	39, 000	7, 500
13年以上14年未満	416, 600	370, 400	310, 000	37, 200	5, 000
14年以上15年未満	416, 600	370, 400	310,000	35, 800	2, 500
15年以上16年未満	416, 600	370, 400	310,000	34, 400	
16年以上17年未満	412, 200	366, 400	306, 700	33, 000	
17年以上18年未満	407, 800	362, 400	303, 400	31, 600	
18年以上19年未満	403, 400	358, 400	300, 100	30, 200	
19年以上20年未満	399, 000	354, 400	296, 800	28, 800	
20年以上21年未満	394, 600	350, 400	293, 500	27, 400	
21年以上22年未満	378, 600	336, 400	281, 500	26, 800	
22年以上23年未満	360, 100	320, 400	268, 000	26, 200	
23年以上24年未満	341, 100	303, 900	254, 500	25, 200	
24年以上25年未満	322, 100	287, 400	241,000	24, 600	
25年以上26年未満	302, 600	270, 900	227, 500	24, 000	
26年以上27年未満	281,600	251, 400	210, 500	23, 400	
27年以上28年未満	260, 600	231, 900	193, 500	22, 800	
28年以上29年未満	239, 600	212, 400	176, 500	22, 000	
29年以上30年未満	217, 600	192, 900	159, 500	21, 700	
30年以上31年未満	195, 600	172, 400	142, 000	21, 300	
31年以上32年未満	173, 600	151, 900	124, 500	20, 700	
32年以上33年未満	150, 600	131, 400	107, 000	19, 800	
33年以上34年未満	127, 600	109, 900	87, 000	18, 900	
34年以上35年未満	104, 600	88, 400	67,000	18, 200	

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第 2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員をいう。

附則別表

職員の区分								
期間の区分	2	項	職	員	3	項	職	員
別的の位別				円				
1 年 未 満				36, 100				24, 500
1年以上2年未満				36, 100				24, 500
2年以上3年未満				36, 100				24, 500
3年以上4年未満				36, 100				24, 500
4年以上5年未満				36, 100				24, 50
5年以上6年未満				36, 100				21, 70
6年以上7年未満				34, 900				18, 90
7年以上8年未満				33, 600				16, 10
8年以上9年未満				32, 300				13, 30
9年以上10年未満				31, 100				10, 50
10年以上11年未満				29, 800				8, 80
11年以上12年未満				28, 600				7, 00
12年以上13年未満				27, 300				5, 30
13年以上14年未満				26, 000				3, 50
14年以上15年未満				25, 100				1, 80
15年以上16年未満				24, 100				
16年以上17年未満				23, 100				
17年以上18年未満				22, 100				
18年以上19年未満				21, 100				
19年以上20年未満				20, 200				
20年以上21年未満				19, 200				
21年以上22年未満				18, 800				
22年以上23年未満				18, 300				
23年以上24年未満				17,600				
24年以上25年未満				17, 200				
25年以上26年未満				16, 800				
26年以上27年未満				16, 400				
27年以上28年未満				16,000				
28年以上29年未満				15, 400				
29年以上30年未満				15, 200				
30年以上31年未満				14, 900				
31年以上32年未満				14, 500				
32年以上33年未満				13, 900				
33年以上34年未満				13, 200				
34年以上35年未満				12,700				

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において「2項職員」とは、第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。